

【メルマガ6月号】外交専門誌無料公開、新型コロナワクチン接種、家庭内暴力（DV）への対応、Japanaroo 2021 参加行事募集期限延長、日本人彫刻展、広島長崎原爆展、根付展、Kiki Ando 個展、日本語教育保護者・教師向けウェビナー他

在シドニー日本国総領事館メールマガジン第199号（2021年6月号）

このメールは、在留届にて届けられたメールアドレス、「たびレジ」に登録されたメールアドレス、及び当館「メールマガジン」登録者に自動的に配信されております。

【目次】

- 1 総領事通信ウェブ掲載・総領事館公式 SNS
- 2 山上駐オーストラリア大使の NSW 州訪問
- 3 領事情報（新型コロナワクチン接種、フライト情報、日本入国、在留届と「たびレジ」、在外選挙人名簿登録）
- 4 治安・安全情報（邦人安全対策連絡協議会の開催：家庭内暴力（DV）への対応等）
- 5 「Japanaroo 2021」参加行事の募集期限の延長
- 6 J-Syd InstaLive（6月21日（月）豪日協会 NSW 支部フィリップ・ミッチェル代表）
- 7 日本文化関連行事（日本人彫刻展、広島長崎原爆展、根付展、Kiki Ando 個展、国際交流基金オペラハウス・オンライン展、映画無料配信、国際漫画賞募集）
- 8 日本語を使う子どもたちのための日本語教育（保護者・教師向けのウェビナー）
- 9 日本語補習授業校・日本語学校の日本語教師募集
- 10 外交専門誌『外交』最新号の公開
- 11 休館日のお知らせ（2021年6月及び7月）

1 総領事通信ウェブ掲載・総領事館公式 SNS

（1）総領事通信ウェブ掲載

○第40回 シドニーでの2つの展覧会ー広島長崎原爆展と日本人彫刻展（2021年5月31日掲載）

今、シドニー市内の国立海洋博物館では「戦争と平和：広島と長崎の原爆展」、ロックス地区キャンベルズコーブでは「ロックスの彫刻（Sculpture Rocks）：日本人芸術家による彫刻展」が開催されています。いずれも、シドニー市内の著名な場所から日本のメッセージを伝え、当地における日本の存在感を高めるすばらしい展覧会です。両展覧会と開会行事の概要をご紹介します。豪州における日本の広報文化行事の意義について考えます。

https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/document/CGKiya_40newsJ.pdf

○第 39 回 日豪間の姉妹都市交流と学校間交流のひろがり (2021 年 5 月 21 日掲載)

日豪間の次世代の交流を推進し、相互理解と協力関係を一層発展させることは最も大切な仕事の一つです。最近、コロナ状況が落ち着いてきたので、日本と姉妹都市交流を行っている様々な都市を訪問する機会に恵まれました (ウィロビー市、キャベルタウン市、カンタベリー・バンクスタウン市、サザランド市、オレンジ市、ブルーマウンテンズ市)。

https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/document/CGKiya_39newsJ.pdf

(2) 総領事館公式 SNS : 日本関連行事、新型コロナウイルス最新情報更新中

総領事館の行事や日本関連の行事、日本の文化情報の他、新型コロナウイルスに関する最新情報も発信しています。ご関心がありましたらフォローいただければ幸いです。

(紀谷総領事公式 Twitter)

<https://twitter.com/CGJapanSydney>

(総領事館公式 Facebook)

<https://www.facebook.com/CGJSYD>

(総領事館公式 Instagram)

<https://www.instagram.com/CGJapanSyd/>

2 山上駐オーストラリア大使の NSW 州訪問

(1) カウラ訪問

5 月 4 日、山上駐オーストラリア大使が NSW 州カウラを再訪し、初開催となる「紅葉祭り」の開会式典に出席しました。ボブ・グリフィス理事長が率いるカウラ日本庭園文化センター財団主催で茶道、生け花、折り紙、着物の着付け、伝統玩具、紙芝居などの日本文化が広く紹介されました。また、日豪の平和・和解と相互尊重の道のに思いを致しつつ、豪州兵、日本兵それぞれの墓地にウエスト町長と一緒に献花しました。

(2) NSW 州公式訪問

5 月 7 日～8 日、山上大使が NSW 州公式訪問としてシドニーを来訪しました (シドニー来訪は 4 回目)。ビーズリー NSW 州総督、ベレジクリアン州首相、オデイ下院議長、コックス上院議長、バサースト州最高裁長官他と個別に会談し、日豪関係に関する意見交換を行いました。

詳細は、山上大使による「南半球便り (その 13) : ニュー・サウス・ウェールズ州訪問」をご参照下さい。

<https://www.au.emb-japan.go.jp/files/100187868.pdf>

3 領事情報 (新型コロナワクチン接種、フライト情報、日本入国、在留届と「たびレジ」、在外選挙人名簿登録)

(1) 新型コロナワクチン接種

豪州連邦政府は、5月3日（月）から、フェーズ2aを対象にワクチン接種を開始する旨を発表しました。

ワクチンの接種の順番を分けるグループは全部で5つあり、接種対象者確認サイトからご自身がどのグループに該当するか確認することができます。

<https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/document/japanese/consul/20210503vacc.pdf>

(2) フライト情報

【全日空（ANA）】

-シドニー・羽田線

シドニー発の便（NH880）は、10月1日（金）まで週5便（日曜日、月曜日（7月1日まで）、火曜日（7月2日から）、木曜日、金曜日、土曜日）で運航される予定です。

羽田発の便（NH879）は、9月30日（木）まで週5便（日曜日（6月30日まで）、月曜日（7月1日から）、水曜日、木曜日、金曜日、土曜日）で運航される予定です。

【日本航空（JAL）】

-シドニー・羽田線

シドニー発の便は、9月30日（木）まで週2便（木曜日、土曜日）で運航される予定です。

羽田発の便は、9月30日（木）まで週2便（火曜日、木曜日）で運航される予定です。

-シドニー・成田線

シドニー発の便は、8月31日（火）まで週1便（月曜日）で運航される予定です。

成田発の便は、8月31日（火）まで週1便（土曜日）で運航される予定です。

<https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/document/japanese/consul/20210518ana.pdf>

(3) 日本入国

本邦入国に必要な出国前のCOVID-19検査証明に関し、出国時の搭乗手続きや本邦入国時の検疫において、検査証明の有効性をめぐるトラブルや混乱等が確認されており、検査証明の確認が一層厳格化されております。無用な混乱を避けるためにも、厚生労働省が指定するフォーマットを利用して検査証明を取得するようお願いいたします。また、入国時には誓約書の提出やスマートフォンの携行、必要なアプリの登録・利用等が求められます。詳しくは以下のページをご覧ください。

（水際対策に係る新たな措置について／厚生労働省）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html

（検査証明の提示及び誓約書について）

https://www.au.emb-japan.go.jp/itpr_ja/pctestestingjapanese.html

※豪国内で検査証明が取得可能な検査機関の情報もあります。

(スマートフォンの携行、必要なアプリの登録・利用について)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00250.html

(質問票の提出について)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00251.html

(4) 在留届と「たびレジ」に関するお願い

外国に3か月以上滞在する日本人は、最寄りの大使館又は総領事館等に在留届を提出することが日本の法律(旅券法)で義務付けられています。

大規模な災害が発生した場合など、当館では、オーストラリアの関係当局に連絡を取って邦人の被害について確認をする一方、在留届を確認して該当地域にお住まいの方に、直接ご連絡を差し上げ安否を確認することがあります。在留届は、このような災害時の安否確認のためにも使用しますので、届出内容に変更(住所や同居家族の変更等)が生じた場合には変更届を、帰国の際には帰国届をご提出いただくようお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

また、3か月未満の旅行や出張などの際には、海外滞在中も安全に関する情報を随時受けとれるよう「たびレジ」にご登録をお願いいたします。詳細は以下 URL よりご確認ください。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>

(5) 在外選挙人名簿への登録

日本国外に居住されている満18歳以上の日本人は、国外からの投票を通じて国政選挙に参加することができます。国外で投票するには、在外選挙人名簿への登録が必要ですので、登録を済まされていない方は、最寄りの大使館又は総領事館等にて登録をお願いいたします。当館にて登録申請をされる場合、3か月以上継続して当館管轄区域に居住していることを確認する必要がありますが、すでに在留届を提出されている場合は在留届により確認が可能ですので、パスポートを持参の上、ご来館いただければ登録が可能です。

申請後、在外選挙人証を交付するまでに2か月程度を要します。選挙日程が決まり、選挙に対する関心が大きくなった時点からでは登録が間に合わない恐れがありますので、今後の国政選挙に備えて、お早めに在外選挙人名簿への登録手続きを行ってください。詳細は以下の URL よりご確認ください。

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/index.html>

4 治安・安全情報(邦人安全対策連絡協議会の開催:家庭内暴力(DV)への対応等)

当館では5月24日、日本関係団体や旅行業者、留学生受入団体、当地日本語メディアなど約20団体の参加を得て、本年第2回目の邦人安全対策連絡協議会をオンラインにて開催しました。以下、本協議会の内容についてお伝えしますので、安全対策のご参考としていた

できれば幸いです。

(1) 総領事冒頭挨拶

先日、NSW 州警察長官を訪問して、日本人コミュニティの懸案事項である「潜在する家庭内暴力 (DV) 事案への対処」、「潜在するヘイトクライムへの対処」、「増加する詐欺事案への対処」について支援要請を行った。その際、長官から「被害に遭った際はためらわずに警察に通報してほしい」という言葉をいただいた。皆様におかれては、犯罪被害に遭った場合には、遠慮なく警察や当館に通報してほしい。

(2) 林由紀夫弁護士、上田大介弁護士 (H&H Lawyers 法律事務所) によるゲスト講演 『家庭内暴力 (DV)』雇用者へ及ぼす影響とリスク、その対応』

【DV による一般的リスクについて】

○DV の定義は、「家族など親密な関係にある者の間における暴力や脅迫」であるが、身体的なものに限らず、性的、心理的なものも含まれる。

○警察が DV を認知した場合、今後の被害拡大を防止するため、ADVO (DV 停止命令～保護対象者への暴力や接近などを禁じる命令) を発行することがある。この命令は刑事罰ではなく、前科はつかないが、命令に違反した場合、有罪となり、罰金や禁固刑の対象となる。また、暴行の事実が明らかに存在すると認められた場合、警察は ADVO の発行と併せて傷害罪により検挙することもある。

○このような当地の警察による DV 対応は、被害者のスピーディな保護に有益な場合もあるが、注意すべき点もある。豪州人男性と同棲していた若い日本人女性の例を挙げたい。同棲中の 2 人がある日、関係がうまくいかなくなり別れ話に発展した。同棲していたアパートの名義は男性であり、男性は女性に「出て行け」としたが、女性は男性に全財産を預けていたことから、その話をすべく男性に申し向けるも、男性は携帯電話を注視してこれを無視したことから、女性が男性に馬乗りになり、見ていた携帯電話を取ろうとした。すると男性は暴行を受けているとして警察に通報、駆けつけた警察は女性に ADVO を発行しただけでなく、傷害罪で起訴してしまった。その上、その後の簡易裁判所の判決で女性は有罪となり、前科までついてしまった。背景として、男性は屈強で傷一つなかったものの、豪当局は家庭内の事件について「家庭は本来安全であるべき場所」としており、家庭内の事件についてはより重く罰する傾向があるためである。

○ここで日豪の「起訴」の違いにも触れておきたい。日本の場合、警察が被疑者を検挙すれば、検察に引き渡し、相当期間の取調べや事実認定を経て最終的に検察が起訴するかどうかを決定する。そのため、上記の例のように事実はあっても犯情が軽微であったり、被疑者が初犯であったりする場合などは、起訴されないこともある。一方、豪州の場合、被疑者の起訴は警察が行う。この際、絶対のアリバイがあるなど、被疑者の無罪が主張できる明確な根拠がなければ、警察は短期間で簡単に起訴するため、当地では犯罪の事実さえ存在すれば警

察による検挙がそのまま有罪となり前科に結びつく可能性が高まるのである。

○当地では、DV の加害者と認定された場合、ビザにも影響を及ぼす可能性がある。法律では、罪を犯して有罪と認定された場合、強制送還できるという規定が存在し、ビザの更新時においても ADVO を発行されている場合、Good Character とは認められず、移民局がビザの更新を認めない場合がある。過去、ビジネスビザで来豪していた人が、ADVO を発行されたため、そのビザがキャンセルされ、帰国を余儀なくされた例もあった。

【雇用法に基づく DV の派生的リスクについて】

○たまに日系企業から、「裁判で有罪となった社員について、これを理由に処分したり、解雇したりしてよいのか」という問い合わせを受けることがある。これについて、「職場外で発生した仕事に関係のない犯罪や前科について、これ単体としては正当な解雇事由にならない」という判例がある。これに照らした場合、業務と関係がない DV により ADVO を発行された、あるいは逮捕され有罪となったことをもって、雇用者が減給や解雇をした場合、不当解雇に該当すると考えられる。

○また、「採用の段階で、前科があることをもって採用しないとすることは可能か」という質問も受けたことがある。これについては、州の規定によって異なり、TAS 州や NT 準州では違法であるが、それ以外の州では合法となっている。しかし、人権委員会がこうした者による不服申立てを受けた場合、雇用側に調査が入ることもあり、法律的には合法であっても、前科を不採用の理由とはしない方が良いと考える。

○一方、雇用者としてこうした差別をしなかったとしても、職場でのいじめ (Workplace Bullying) というリスクが発生する可能性も考えられる。例えば、DV により有罪となった本人が、そのことで上司や同僚などから村八分にされるという事態になった場合、雇用側としては、この状態を解消する適切な方策を採る義務を有し、これを怠った結果、例えばいじめの対象者が精神疾患を患うこととなれば、労災や不法行為で訴えられる可能性も存在する。

(3) 江崎領事による「安全対策」

○ここ最近でも総領事館には、DV や詐欺被害、インターネットでの誹謗中傷などの相談が寄せられている。

○DV の相談件数はそれほど多くはないが、専門家によればコロナ禍で確実に増加している由であり、身近にそのような方がいないか、いればすぐに総領事館や警察に相談するよう勧めていただきたい。

○詐欺やインターネット利用犯罪の被害が増加している。当館メールマガジンの「安全対策」コーナーでも具体例を挙げて紹介しているが、電話による詐欺の場合、日本語でのやりとりでは詐欺と気づいても、英語での会話となるとだまされる方が多いように見受けられる。特に金銭が絡むものは常に詐欺の可能性を念頭においていただきたい。

○総領事館への相談についてはあくまで氷山の一角であり、実際に被害に遭ったもしくは

遭いそうになった方はそれ以上に存在すると考えている。本日までご参加の皆様にあつては、ご自身のコミュニティにこうした被害に遭いながら泣き寝入りしている方がいないか注視していただくとともに、こうした被害に遭わないための積極的な情報提供をお願いしたい。

○提供すべき安全情報について、外務省の「海外安全ホームページ」やNSW州警察のFacebookも参考になるが、当館ホームページの「治安・犯罪情報」コーナーに掲載している情報はタイムリーなものばかりであり、「シドニー安全の手引き」とともにぜひ目を通してご参考にしていただきたい。

※海外安全ホームページ（外務省）

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

※NSW州警察のFacebook

<https://www.facebook.com/nswpoliceforce/>

※治安・犯罪情勢（当館ホームページ）

https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itpr_ja/life_and_safety_hanzaijousei.html

※シドニー安全の手引き（当館ホームページ）

<https://www.sydney.au.emb->

[japan.go.jp/document/japanese/life_and_safety/safety_information/sydneysafetyguide2021.pdf](https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/document/japanese/life_and_safety/safety_information/sydneysafetyguide2021.pdf)

5 「Japanaroo 2021」参加行事の募集期限の延長

2021年8月20日から29日まで開催予定の「Japanaroo 2021」の参加行事の募集期限は5月31日（月）としていましたが、募集期限以降も行事開催を強く希望する団体に対しては、準備を迅速に行うことを前提に、参加を認める場合がありますのでご相談ください。

「Japanaroo」は、豪州における多文化主義と日本との交流を推進するための新たなイニシアティブであり、先進的な官民連携パートナーシップ「Japanaroo Platform」が企画・調整をしています。「Japanaroo 2021」の期間中、政府・コミュニティ・非営利組織、小売店・レストラン・その他の企業等が、それぞれ日本に関連する特別行事を開催します（行事例：日本文化公演、日本食等レストランでの特別メニューの提供、日本の地方自治体による地元産品・観光振興のイベント開催など）。行事開催団体はJapanaroo 2021のロゴを使用することができ、行事は今後立ち上げるJapanarooのウェブサイトで広く広報されます。行事開催を希望する団体は、下記リンクをご覧ください。

https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itpr_ja/Japanaroo2021_0506.html

6 J-Syd InstaLive（6月21日（月）豪日協会NSW州支部フィリップ・ミッチェル代表）

当館公式インスタグラムにて、インタビューシリーズ『J-Syd InstaLive』（英語）を配信しています。原則、毎月ゲストを招いて日本やオーストラリアにおける日本文化についてお話を伺い、ライブ配信を行っています。次回は6月21日（月）に、豪日協会NSW州支部の

フィリップ・ミッチェル代表をお招きし、豪日関係につきお話を伺う予定です。『J-Syd InstaLive』 ページはこちらです。

https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itpr-en/culture_instalive.html

豪日協会 NSW 州支部のウェブサイトはこちらです。

<http://www.ajsns.org.au/>

7 日本文化関連行事（日本人彫刻展、広島長崎原爆展、根付展、Kiki Ando 個展、国際交流基金オペラハウス・オンライン展、映画無料配信、国際漫画賞募集）

（1）『Sculpture Rocks』展（日本人彫刻展）

シドニーのロックス地区キャンベルズコーブにて、『Sculpture Rocks』が開催されています。14名の日本人彫刻家による18作品が展示されます。歴史が溢れるザ・ロックスの海沿いを散歩しながら、現代の日本美術が楽しめる機会です。この展覧会は、国際交流基金が支援しています。

【日程】2021年5月20日（木）～6月3日（木）

【会場】Campbells Cove, The Rocks, Sydney

【料金】無料

【主催】Sculpture by the Sea

<https://sculpturebythesea.com/exhibitions/sculpturerocks/>

（2）戦争と平和：広島と長崎の原爆展

「戦争と平和：広島と長崎の原爆」をテーマにした展覧会「War and Peace: The atomic bombing of Hiroshima and Nagasaki」展が豪州国立海洋博物館にて開催しています。同博物館の太平洋戦争終結75周年記念教育事業を締めくくる行事です。

【日程】2021年5月21日（金）～8月29日（日）

【会場】豪州国立海洋博物館(Australian National Maritime Museum: 2 Murray Street, Darling Harbour, Sydney NSW 2000)

【料金】無料

【主催】豪州国立海洋博物館及び広島平和記念館と広島市・長崎市

<https://www.sea.museum/whats-on/exhibitions/war-and-peace>

（3）『Contemporary Wood-Carved Netsuke』（根付展）

現代根付の展覧会『Contemporary Wood-Carved Netsuke』が国際交流基金にて開催されます。江戸時代に、印籠や煙草入れの留め具として使用され、様々な意匠を彫り込んだ根付は世界中で高く評価されています。本展では、現代根付師が制作した木彫の根付を中心に、加藤泉など活躍中の現代美術作家が制作した根付作品や、実際に触れられる木彫根付の展示などを通じて、新しい切り口から日本の美術工芸の技術の高さと遊び心を紐解きます。会期

中、AGNSW アジア美術キュレーターによる根付レクチャーも実施されます。

【日程】2021年6月4日（金）～26日（土）

【会場】国際交流基金（Level 4, Central Park, 28 Broadway, Chippendale NSW 2008）

【料金】無料

【主催】国際交流基金シドニー

<https://jpf.org.au/events/contemporary-wood-carved-netsuke-exhibition-tour/>

（4）『Kiki Ando: Highest Mountain and Deepest Bay』個展

メルボルンに拠点をおく日本人現代美術家：Kiki Ando の個展『Kiki Ando: Highest Mountain and Deepest Bay』が国際交流基金にて開催されます。陶芸、衣装、アニメーション作品の展示を通じて、アーティストの分野越境的な創作活動を総覧します。会期中には、パフォーマンス、子供向けワークショップ、オンラインカタログ出版記念トーク、映画上映など様々なパブリックプログラムも実施されます。

【日程】2021年7月9日（金）～9月25日（土）

【会場】国際交流基金（Level 4, Central Park, 28 Broadway, Chippendale NSW 2008）

【料金】無料

【主催】国際交流基金シドニー

<https://jpf.org.au/events/kiki-ando-highest-mountain-and-deepest-bay/>

（5）『Returning: Chapter 1』（国際交流基金オペラハウス・オンライン展）

国際交流基金とシドニーオペラハウス（SOH）の共催するオンライン展覧会『Returning: Chapter 1』が、SOHプラットフォーム”Stream”上で開催中です。4名の日豪の現代美術家（荒木悠、田中功起、Caroline Garcia、Cherine Fahd）が、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大の影響によって変わりゆく日常への応答として、本展のために制作した映像作品が展示されています。

会場：オンライン

【料金】無料 ※要会員登録

【主催】国際交流基金シドニー・シドニーオペラハウス

<https://www.sydneyoperahouse.com/digital/projects/returning.html>

（6）映画無料配信：『万引き家族』『海街diary』等

2018年カンヌ映画祭最高賞パルムドールを受賞した『万引き家族』や2015年日本アカデミー賞最優秀作品賞他多くの映画賞を受賞した『海街diary』等、是枝裕和監督の映画がSBSオンデマンドにて無料配信されています。これらの映画の鑑賞には下記リンクからアクセスし、SBSオンデマンドのアカウントの作成が必要となります。なお、オーストラリア国内のみの配信となります。

・「万引き家族」無料配信期間：～2021年5月31日（月）

<https://www.sbs.com.au/ondemand/video/1741783107648/shoplifters>

・「海街 diary」無料配信期間：～2021年9月30日（木）

<https://www.sbs.com.au/ondemand/video/898914371582/our-little-sister>

（7）第15回 日本国際漫画賞の募集

日本から世界に広がるマンガ文化を通じて国際交流と相互理解の輪を広げることを目的として、平成19年に国際漫画賞が創設されました。この賞は、海外でマンガ文化の普及に貢献する漫画作家を顕彰するものです。

【応募期間】2021年4月7日（水）～7月8日（木）

<https://www.manga-award.mofa.go.jp/index.html>

日本文化関連行事の情報をもっとよく知るために、国際交流基金シドニーのウェブサイトをご覧ください。

<https://jpf.org.au/events/>

8 日本語を使う子どもたちのための日本語教育（保護者・教師向けのウェビナー）

（1）JF-UNSW 共催オンラインセミナーシリーズ

国際交流基金では、NSW 大学と共催にて、日本語を使う子どもたちのための日本語教育をテーマに、保護者や教師を対象としたオンラインセミナー（ウェビナー）を実施しています。

○シリーズ第5回『「子育て」を応援する一大人になった子どもたちのことばは？』

【講師】三宅和子氏（東洋大学名誉教授）

【日時】2021年7月10日（土）16:00-18:00 AEST

【料金】無料 ※事前申し込み必須

【申し込み】下記のウェブページより6月7日～30日の期間に申し込んでください。

<https://jpf.org.au/events/japanese-language-education-seminar-with-unsw-jul-2021/>

※既実施分は VOD にて視聴可能です。

○シリーズ第4回「子どもたちの自分のことばを育てるための読み聞かせ：『子どもに読む』から『子どもとよむ』へ」

【講師】ダグラス 昌子氏（カリフォルニア州立大学ロングビーチ校名誉教授）

<https://jpf.org.au/events/vod-registration-japanese-language-education-seminar-with-unsw-apr-2021/>

○シリーズ第3回「オーストラリアで生きる『日本とつながりのある子どもたち』のこと

ばについて考える」

【講師】三輪聖氏（ドイツ テュービンゲン大学 専任講師）

<https://jpf.org.au/events/vod-registration-japanese-language-education-seminar-with-unsw-feb-2021/>

○シリーズ第 2 回「オーストラリアで『移動する子ども』を考える」

【講師】川上郁雄氏（早稲田大学教授）

<https://jpf.org.au/events/vod-registration-japanese-language-education-seminar-with-unsw-dec-2020/>

○シリーズ第 1 回「オーストラリアで日本語話者を育てることを考える：NSW 州調査の結果より」

【講師】トムソン木下千尋氏（NSW 大学教授）

<https://jpf.org.au/events/vod-registration-japanese-language-education-seminar-with-unsw-oct-2020/>

（2）関連ウェブサイトのご紹介

○Facebook グループ「オーストラリアで日本語を使う子どもを育てる」

上記（1）のセミナー内でトムソン先生が紹介されている Facebook グループです。

<https://www.facebook.com/groups/735510927090013/>

○国際交流基金図書館所蔵の継承語関連図書リスト

<http://bit.ly/jpfsylib-language>

9 日本語補習授業校・日本語学校の日本語教師募集

当館管轄地域にある以下の学校では、日本語教師を募集しています。日本語補習授業校・日本語学校は、当地の日本人の子どもたちの日本語教育に大きく貢献されていますが、新型コロナウイルスの影響で多くの日本人の短期滞在者が帰国し、日本人のオーストラリアへの入国が困難になっている中、日本語教師がなかなか見つからないとのこと。ご関心のある方は、以下の学校のリンクをご参照の上、各学校に直接ご連絡・ご応募ください。

○JCS 日本語学校エッジクリフ校

<https://life.nichigopress.jp/syd/work/?mode=post&ids=248621>

<https://www.jams.tv/classifieds/jobs/9831>

○JCS 日本語学校シティ校

<https://cityschool.japanclubofsydney.org/recruitment/>

10 外交専門誌『外交』最新号の公開

外交専門誌『外交』は新型コロナウイルス感染症防止対策で読者の皆さまが図書館等にアクセスしにくい状況に鑑み、最新号 Vol. 67 の全記事を PDF 形式で発行日（5 月末）から 3

週間、無料公開しています。最新号の特集は「自由で開かれたインド太平洋」の新展開
です。『外交』は、『外交』編集委員会が幅広い視点から、日本を取り巻く国際情勢の現状、
外交に関する各界各層の様々な議論を広く紹介する、国内唯一の外交専門誌です。ぜひご愛
読ください。

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/pr/gaikou/vol67.html>

<http://www.gaiko-web.jp/archives/3472>

1 1 休館日のお知らせ（2021年6月及び7月）

土日及び以下の日は休館いたします。

○6月14日（月）クイーンズ・バースデー（豪州の休日）

○7月22日（木）海の日

○7月23日（金）スポーツの日

在シドニー日本国総領事館

Level 12, 10'Connell Street,

Sydney NSW 2000 Australia

代表電話：(61-2) 9250-1000

Fax: (61-2) 9252-6600

Web: http://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/index_j.htm

Email: japaneseconsulate@sy.mofa.go.jp

※このメールに関してお気づきの点がございましたら、以下の当館代表メールアドレスに
お気軽にご連絡ください。

japaneseconsulate@sy.mofa.go.jp

※「たびレジ」に簡易登録された方でメールの配信を変更・停止したい方は、以下の URL か
ら手続きをお願いいたします。

(変更) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/auth>

(停止) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

※「メールマガジン」に登録された方でメールの配信を変更・停止したい方は、以下の URL
から手続きをお願いいたします。

(変更) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/mailmz/modify?emb=sydney.au>

(停止) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/mailmz/delete?emb=sydney.au>

※本メールマガジンのバックナンバーは以下のページに掲載しています。

https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itpr_ja/life_and_safety_mailimag.html